

平成30年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年7月26日（木）午前9時45分

場 所：教育委員会室

平成30年7月26日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第46号議案から第64号議案まで

平成31年度使用都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校

(小学部・中学部)用教科書の採択について

第65号議案及び第66号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第67号議案

第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員の任命又は委嘱について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第12回定例会を開会いたします。

本日は、MXテレビ外2社からの取材と17名から傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上の件について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回6月28日の第10回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第10回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回7月12日の第11回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第67号議案につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第46号議案から第64号議案まで

平成31年度使用都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校
(小学部・中学部)用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第46号議案から第64号議案まで、平成31年度使用都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部)用教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 前回の教育委員会定例会におきまして、6月29日に開催されました第3回教科用図書選定審議会の答申について、御報告させていただきました。本日はその答申を踏まえまして、都立中学校、都立中等教育学校の前期課程及び都立特別支援学校の小学部・中学部で、平成31年度に使用する教科書の採択について、御審議をお願いするものでございます。

議案資料の1ページを御覧ください。1、文部科学省検定済教科書の(1)「特別の教科 道徳」の教科書についてです。第46号議案から第55号議案までは、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)で使用する「特別の教科 道徳」の教科書について、第56号議案から第58号議案までが、都立特別支援学校中学部で使用する教科書について、第59号議案は都立特別支援学校の小学部で使用する教科書についてでございます。

続きまして2ページを御覧ください。(2)「特別の教科 道徳」以外の教科書で

す。第60号議案から第62号議案までは、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書についてでございます。

第63号議案は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書についてでございます。

第64号議案は、同じく都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書についてでございます。

採択に先立ちまして、採択方法について御確認をお願いいたします。

また、今回の議案に関連して、都教育委員会へ請願がありましたので、御報告いたします。昨日までに中学校の道徳の教科書の採択に関する請願が3件提出されております。内容は配布資料のとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がございました件につきまして、審議を進めます。各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議案の審議を進めていくことができるよう、7月12日の教育委員会において、教科書採択資料と教科書調査研究資料について報告しております。

また、事務局からお渡しした「中学校の道徳」の教科書見本や、そのほか現在使用している教科書につきましても、あらかじめ御覧いただいていることと思います。これらの各種資料等を参考にして、各自採択する教科書について十分御検討いただき、御意見を整理していただいているものと考えます。それを踏まえまして審議、採択を進めてまいりたいと思いますが、ここで、議案の採決の方法について確認をしたいと思っております。

まず、新たに発行される中学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択についてですが、第46号議案から第55号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については学校ごとに、第56号議案から第58号議案までの都立特別支援学校（中学校）で使用する教科書については学校種別ごとに、文部科学省検定済教科書の中から各委員が採択すべきと考える教科書を、東京都教育委員会会議規則第23条第1項により、無記名で投票をしていただき、多数決で決定したいと思います。

す。

なお、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、多数決で決定したいと思います。

ただし、第58号議案の視覚障害特別支援学校においては、点字版の教科書が出版されますので、点字教科書の原典となる教科書を採択することになります。

次に第59号議案及び第60号議案から第64号議案までの中学校用「特別の教科 道徳」以外の教科書については、法令の規定により4年間同一の教科書を使用することになっていることなどの状況を踏まえて、協議の上、採択してまいりたいと思います。

以上の採択方法でよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— 採択方法について御確認を頂きました。

なお、請願に対しましては、事務局において適切に対応していただくようお願いいたします。

それでは、これから議案の順に従って採択に入りますが、採択に先立ち、宮崎委員から申出がございます。宮崎委員、お願いいたします。

【宮崎委員】 このたび採択の対象となっている中学校道徳の教科書のうち、教材の一つに、私の過去の拙い文章から一部抜粋したものが掲載されております。文章自体は1984年に出した本の中から引用されたもので、長い間10年以上にわたって道徳の副読本に載っていたのですが、今回検定を経た教科書にもそのまま掲載が残った次第です。

私は、教科書の編集にも執筆にも関わっておりませんが、発行者から著作権料などの金銭も頂戴しておりませんが、公正な採択ということで、疑念を挟む方がいらっしゃるといけませんので、今回の投票による採択には、私は関わらない方が望ましいのではないかと考えております。したがって、この採択の場からは、席を外させていただきたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

【教育長】 ただいま宮崎委員からこのような申出がございました。委員が教科書の著作・編集自体に関わっているといたったものではございませんので、法令や文部科学省通知において採択への関与が禁じられている、「教科書の採択に直接の利害関係

を有する者」には当たらないことについては、事務局から文部科学省に確認をしております。しかしながら、適切かつ公正な採択に万全を期すために、今回は委員申出のとおり、第46号議案から第57号議案までについては、宮崎委員には席を外していただいた上で採択を行うということによろしゅうございますでしょうか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

【宮崎委員】 申し訳ございませんけれども、よろしく願いいたします。失礼いたします。

(宮崎委員退室)

【教育長】 それではまず、第46号議案から第55号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書と第56号議案及び第57号議案の都立特別支援学校（中学部）で使用する「特別な教科 道徳」の教科書について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは議案資料の3ページを御覧ください。まず、第46号議案から第55号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書についてでございます。

5ページの「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載された発行者の中から、各学校の特色に応じて最も適切な教科書を、学校ごとに1点ずつ採択していただくこととなります。

なお、議案の資料には発行者について略称で掲載しておりますけれども、正式な名称につきましては、配布いたしました「発行者一覧」に記載されておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、第56号議案及び第57号議案でございます。7ページを御覧ください。都立特別支援学校（中学部）で採択する教科書につきましては、次のページに発行者一覧がございます。

そして、10ページにありますように、学校種別ごとに1点ずつ採択していただくことになっており、学校種別ごとに議案番号を付してございます。

最後に第58号議案でございます。こちらにつきましては、後ほど説明させていただいてから、採択していただきます。

それでは御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長】 それでは先ほど確認しましたとおり、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）につきましては学校ごとに、都立特別支援学校（中学部）のうち、聴覚障害特別支援学校と肢体不自由・病弱特別支援学校につきましては学校種別ごとに、無記名投票により採決をしたいと思ひます。

投票に先立ちまして、全体として何か御意見等ございましたら、お願ひいたします。よろしゅうございますか。それでは、第46号議案から第57号議案までの投票用紙の配布をお願ひします。

（投票用紙配布）

【教育長】 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。では、御記入をお願ひします。

（投票用紙回収）

【教育長】 投票用紙2枚をそれぞれ事務局にお渡しただけましたでしょうか。それでは、ただいま御記入いただいた第46号議案から第57号議案までの中学校用の「特別の教科 道徳」の教科書につきましては、現在集計をしておりますので、その他の教科書採択について審議を進めていきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ここからの審議につきましては、宮崎委員にも加わっていただきますので、入室をお願ひします。

（宮崎委員入室）

【教育長】 それでは引き続き、第58号議案、視覚障害特別支援学校（中学部）の「特別の教科 道徳」の教科書について審議を行いたいと思ひます。指導部長、説明をお願ひします。

【指導部長】 それでは議案資料9ページを御覧ください。視覚障害特別支援学校では、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習することから、第58号議案につきましては、文部科学省が指定する点字教科書の原典となる教科書1点を採択することとなっております。

文部科学省ではこのたび、点字教科書の原典となる教科書を教育出版に決定いたしました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、視覚障害特別支援学校においては点字教科書が発行されますので、その原典となる教科書を採択することになります。文部科学省が点字教科書の原典として決定した教科書である、教育出版と決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、視覚障害特別支援学校（中学部）の「特別の教科 道徳」については、教育出版を採択いたします。

引き続き、第59号議案、都立特別支援学校（小学部）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択について指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 義務教育諸学校の教科書は法令により、4年間同一の教科書を使用することが定められております。都立特別支援学校（小学部）で使用する道徳の教科書は、昨年度新たに採択していただきましたので、法令に基づきまして、昨年度と同じ教科書を採択していただくこととなります。

資料13ページに、昨年度採択していただいたものの表がございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【教育長】 それでは、都立特別支援学校（小学部）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書について審議をいたします。

ただいま説明がありましたように、平成30年度使用教科書と同一の教科書を平成31年度まで使用することになっておりますので、添付の採択一覧のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

次に引き続き、第60号議案及び第61号議案、中学校用の「特別の教科 道徳」以外の教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 第60号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の教科書の採択でございます。

中学用の教科書につきましては、平成27年度に採択替えを行っておりますので、法令の規定に基づきまして、平成28年度から平成31年度までの4年間、同一の教科書を採択することとなっております。したがって、平成31年度の使用教科書は平成30年度使用教科書と同一の教科書を採択することとなります。議案資料17ページ及び18

ページの採択一覧に記載されているとおりでございます。

続きまして、第61号議案、都立特別支援学校（中学部）で使用する道徳以外の教科書につきましては、同じく法令に基づきまして、平成28年度から平成31年度までの4年間、同一の教科書を採択することとなっております。

議案資料の21ページを御覧ください。これが特別支援学校が現在使用している教科書の一覧であり、また、平成31年度までそのまま使用する一覧です。御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 それではまず、第60号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書の採択につきましては、ただいま説明がありましたとおり、平成30年度使用教科書と同一の教科書を平成31年度まで使用することになっていきますので、添付の採択一覧のとおり、一括して採択したいと思いますがよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——ではそのようにさせていただきます。

次に第61号議案、都立特別支援学校（中学部）で使用する「特別の教科 道徳」以外の文部科学省検定済教科書の採択につきましては、平成30年度使用教科書と同一の教科書を平成31年度まで使用することになっていきますので、添付の採択一覧のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、そのようにさせていただきます。

次に第62号議案、都立特別支援学校（小学部）で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 議案資料の23ページを御覧ください。第62号議案、都立特別支援学校（小学部）で使用する「特別の教科 道徳」以外の文部科学省検定済教科書の採択でございます。

平成26年度に採択替えを行っておりますので、今年度は採択替えの年度に当たっております。しかし、新しい学習指導要領が平成32年度から全面実施となりますので、今回の採択替えは平成31年度1年間のみ使用となります。

こうした新学習指導要領による教科書の使用が始まる状況を考慮いたしまして、平成29年度の文部科学省の検定においては、新たな教科書の申請はございませんでし

た。よって、前回平成26年度の採択替えの時と同じ教科書が採択対象となっております。

また、過日、都立特別支援学校（小学部）で使用している教科書の課題などについて、都立特別支援学校の各校長先生方にお話をお伺いしたところ、全ての学校種において、特段の不都合はないというお答えを頂いております。

資料の25ページを御覧ください。都立特別支援学校（小学部）で使用している一覧でございます。こうしたことで、審議会の答申等も踏まえて、現在使用中の教科書を採択案としてお示ししておりますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 それでは第62号議案、都立特別支援学校（小学部）で使用する「特別の教科 道徳」以外の文部科学省検定済教科書の採択について審議をいたします。ただいまの説明にありましたとおり、今年度は採択替えの年度に当たっております。しかし、新たに発行される教科書がないこと、使用期間は平成31年度の1年間であること、現在使用している教科書について学校からも特段の意見が寄せられていないということ、これらのことから、審議会答申においても諸事情を考慮して適切に採択されるようにとされていますので、現在使用中である、添付の採択一覧にある教科書を今回も一括して採択するのが妥当かと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

【教育長】 それでは引き続き、第63号議案及び第64号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）の文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 議案資料の27ページを御覧ください。第63号議案、平成31年度に都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書につきましては、文部科学省が作成いたしました教科書目録に登載されております全ての教科書を一覧にしまして、別紙としてお配りしております。「平成31年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」でございます。議案資料の29ページから39ページまでのとおりです。

また、41ページを御覧ください。第64号議案でございます。学校教育法附則第9条

の規定による教科書（一般図書）の採択につきまして、別紙「平成31年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用附則第9条図書採択一覧」として掲載しております。昨年度採択した一般図書から絶版又は品切れ等により供給不可能等となった図書を除いて一覧としております。議案資料43ページから79ページまでのとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 それではまず、第63号議案、文部科学省著作教科書についてでございます。審議会答申では別紙「平成31年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用文部科学省著作教科書一覧」を採択案とするとしており、これらを一括で採択したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

次に第64号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についてですが、審議会答申では、別紙「平成31年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用附則第9条図書一覧」を採択案とするとしており、これらを一括で採択したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

では、それぞれ、審議会の答申のとおり採択いたします。

これで、新たに採択を行う中学校用の「特別の教科 道徳」の教科書を除き、議案の審議が全て終了いたしました。

先ほどの中学校用の「特別の教科 道徳」の教科書の投票結果につきましては、現在集計中でございますので、準備ができ次第、御確認いただければと思います。

それでは、集計の時間を利用して、残りの議題につきまして審議を続けたいと思います。

第65号議案及び第66号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 次に、第65号議案及び第66号議案、東京都立学校設置条例の一部を改

正する条例の立案依頼外 1 件についての説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について御説明申し上げます。第65号及び第66号議案資料を御覧ください。1、改正内容でございます。

(1) は、東京都立学校設置条例の一部改正でございます。別表の特別支援学校の項に、都立臨海青海特別支援学校の名称及び位置を追加するとともに、都立南花畑特別支援学校の位置を改めるものでございます。

(2) は、東京都立学校設置条例施行規則の一部改正でございます。別表の特別支援学校の項に、都立臨海青海特別支援学校の名称、障害種別、課程を追加いたしますとともに、都立王子特別支援学校の課程を改めるものでございます。

まず、都立臨海青海特別支援学校の新設について、資料の 3 ページを御覧ください。同校は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、小学部及び中学部を設置する新たな知的障害特別支援学校として設置するものでございます。学校の規模は48学級、230人程度、設置場所は江東区青海二丁目 5 番 1 号で、平成31年 4 月 1 日開校予定でございます。以下、目指す学校、教育課程、施設計画は御覧のとおりでございます。

次に、都立南花畑特別支援学校の移転について、4 ページを御覧ください。同校は東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、都立城北特別支援学校と発展的に統合し、都立南花畑学園特別支援学校（仮称）として平成32年 4 月に開校予定でございます。

3、全体計画にありますとおり、平成27年度から平成31年度までにかけ、3期に分けて校舎改築工事を行っております。工事手順でございますが、現在は平成29年 9 月から平成30年12月までの第 2 期工事の終盤でございます。図②の下側の斜線部分におきまして、知的障害教育部門の校舎等を現在建築中でありまして、まもなく完成の予定でございます。

完成後は都立南花畑特別支援学校をこの場所に移転することとしておりまして、平成31年 1 月 1 日に条例上の位置変更を行うものでございます。位置の変更が②の上方

の黒丸から③の真ん中辺りの黒丸に移るということでございます。

次に、都立王子特別支援学校の改編でございます。資料の5ページを御覧ください。同校は東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、知的障害教育部門の高等部を設置する都立王子特別支援学校と同じく、知的障害教育部門の小学部及び中学部を設置する都立王子第二特別支援学校を小学部・中学部・高等部を設置する、知的障害特別支援学校に改編するものでございます。

学校の規模は79学級、430人程度。設置場所は北区十条台1丁目8番41号で、平成31年4月1日開校予定でございます。以下、目指す学校、教育課程、施設計画は御覧のとおりでございます。

なお、都立王子特別支援学校は、都立臨海青海特別支援学校と同様、平成31年4月の新設校でございますが、高等部単独設置校から小学部・中学部・高等部の併置校へと、学部改編のみを行うものであり、学校名は従来どおりであることから、東京都立学校設置条例施行規則のみの改正となるものでございます。

2ページにお戻りください。2、都議会に付議する時期でございますが、平成30年第3回東京都議会定例会を考えております。

3、施行期日でございますが、(1)東京都立学校設置条例は、公布の日から施行したいと存じます。ただし、都立南花畑特別支援学校の位置の変更に係る規定は平成31年1月1日から施行となります。また、(2)東京都立学校設置条例施行規則は公布の日から施行したいと存じます。なお、本施行規則改正案は東京都議会において条例案が可決された場合に確定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 南花畑の方に先日伺って、これから非常に充実した、更に素晴らしい環境になることが期待できるなと思って拝見していました。少し時間を掛けて工事されていきますので、子供たちが学ぶ環境として、今十分配慮されているのは、この間、よく確認させていただいたのですが、今後も子供たちに十分な配慮をして、学びが損なわれるようなことがないように続けていただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 工事の施工につきましては、引き続き万全を期すとともに、今、お話しいただいたとおりに進めてまいります。

【宮崎委員】 臨海青海特別支援学校について、先日、場所を見てまいりました。とてもいい所だと思いますし、英語村（TOKYO GLOBAL GATEWAY）がすぐ近くなんですね。臨海ですから、正にこう埋め立てて新しくできた、新しいまちづくりということで、未来に向かっていろいろな施策ができそうな所ですから、周辺との連携、それから、通うのはなかなか難しいと思うので、通学バスの充実等々も併せて、学校だけではなくて、周りとの一体的な整備というのも是非お願いできればいいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 臨海青海特別支援学校でございますが、通学の便という点で申しますと、知的障害の小中の設置でございますが、基本的にはスクールバスの送迎ということも考慮してあの場所でということで設置を決めたものでございます。

その場所の周辺との連携という点につきましても、設置に当たって、今、実際に準備を進めているところでございます。御指摘いただいたところを十分踏まえて運営できるように進めてまいりたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、ただいま説明のありましたとおり、規則の改正案については条例が確定することを前提に原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

それでは先ほど投票いただいた第46号議案から第57号議案までの投票結果につきまして、準備ができたようなので、確認させていただきたいと思います。

それでは、第46号議案から第57号議案までの投票状況について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 投票状況について御説明いたします。

まず、第46号議案から第55号議案まで、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書道徳の投票結果は、ただいま配布させていただきました、「平成31年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書（「特別の教科 道徳」）採

採択一覧」にまとめてございます。いずれの議案も委員の意見は分かれていましたが、過半数の票を得た教科書がございました。

続きまして、第56号議案及び第57号議案、都立特別支援学校（中学部）用教科書道徳の投票結果は、「平成31年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書（「特別の教科 道徳」）採択一覧」にまとめてございます。この議案につきましても、委員の意見は分かれていましたが、過半数の票を得た教科書がございました。

報告は以上でございます。

【教育長】 では、投票による採択結果を確認してまいります。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書「特別の教科 道徳」についてですが、第46号議案、白鷗高等学校附属中学校で使用する教科書については、教育出版が3、学校図書が1、日本教科書が1と意見が分かれていましたが、多数意見である教育出版が過半数になっておりますので、教育出版を採択いたします。

以下同様に第47号議案、小石川中等教育学校（前期課程）は、学研教育みらいが3、光村図書出版が1、日本教科書が1となりましたので、学研教育みらいといたします。

第48号議案、両国高等学校附属中学校は、学校図書が3、東京書籍が1、日本文教出版が1となりましたので、学校図書といたします。

第49号議案、桜修館中等教育学校（前期課程）は、学校図書が3、光村図書出版が1、日本教科書が1となりましたので、学校図書といたします。

第50号議案、立川国際中等教育学校（前期課程）は、教育出版が3、日本文教出版が1、日本教科書が1となりましたので、教育出版といたします。

第51号議案、武蔵高等学校附属中学校は、学校図書が3、学研教育みらいが1、日本教科書が1となりましたので、学校図書といたします。

第52号議案、富士高等学校附属中学校は、学校図書が3、日本文教出版が2となりましたので、学校図書といたします。

第53号議案、大泉高等学校附属中学校は、学研教育みらいが3、光村図書出版が1、日本教科書が1となりましたので、学研教育みらいといたします。

第54号議案、南多摩中等教育学校（前期課程）は、学校図書が3、東京書籍が1、

日本文教出版が1となりましたので、学校図書といたします。

第55号議案、三鷹中等教育学校（前期課程）は、学校図書が4、日本教科書が1となりましたので、学校図書といたします。

続きまして、都立特別支援学校（中学部）用教科書「特別の教科 道徳」についてですが、第56号議案、聴覚障害特別支援学校で使用する教科書については、光村図書出版が4、教育出版が1と意見が分かれていましたが、多数意見であります、光村図書出版が過半数となっていますので、光村図書出版といたします。

第57号議案、肢体不自由・病弱特別支援学校については、日本文教出版が4、学研教育みらいが1となりましたので、日本文教出版といたします。

以上でございますが、何か御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、平成31年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書採択につきましては、以上のとおり採択いたします。

なお、採択の理由については、事務局において整理し、各委員に御確認いただいた上で取りまとめ、速やかに公表することによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ではそのようにさせていただきます。

それでは第46号議案から第64号議案までの教科書採択につきましては、以上でございます。

参 考 日 程

（1）教育委員会定例会の開催

8月23日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 来月、8月の第2木曜日であります9日は、現在案件がございます。つきましては、次回の教育委員会定例会は、8月23日第4木曜日、午前10時

から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、8月9日は案件がないとのことで、この場で8月9日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ではそのようにさせていただきます。次回は8月第4木曜日の8月23日となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

ただいまの日程そのほかについて何か御意見・御発言ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

【山口委員】 今年猛暑ということで、いろいろなことが伝えられております。夏休みになりましたけれども、この先、来年度以降もこの暑さが恐らく続いていくということが予測されますので、適宜学校では対策などを立てられて全体集会を教室で行って放送でやるなどされていると思うのですが、教育委員会としても中長期的な視野に立って、体育館の空調のことですとか、すぐに取り組めることと取り組めないことがあると思いますけれども、夏休みとなっても運動部活動などもありますので、是非十分注意を促していただいて、子供たちが安心・安全に生活ができるように、よろしくをお願いいたします。

【教育長】 最近、猛暑が連日続いているという中で、都立大泉桜高校でも熱中症の生徒が出たというようなこともございました。毎年この時期には熱中症対策についての文書あるいは会議等での注意喚起等を行っておりますが、今年につきましては、このような状況もあり、シーズンの初めから注意喚起の文書等は送付してきておりましたが、こういった状況の中で改めて各学校に注意喚起を行いますとともに、先週の終業式が集中する金曜日につきましては、事前に体育館の使用ではなく各教室で校内放送で終業式を行うようにというような通知も出させていただいたところでございます。

夏休みに入りましたが、今後も部活動等々で子供たちが活動する状況がございますので、各学校につきまして、十分注意するよう都教育委員会としても引き続き注意喚起をしていきたいと思っております。

また、施設の環境整備につきましても、おっしゃるとおり、こういった猛暑は今年に限ったことではないという前提に立たなければならないと考えております。もちろん今後そういった状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

【宮崎委員】 正に山口委員のおっしゃったとおりです。前回の教育委員会で、私は、災害に対する対応もこれまでの延長線上ではないような災害も起こるような時代になってしまったので是非ということを申し上げました。猛暑にしても災害にしてもそうですけれども、とにかく一番大事なのは子供の命を守ることだということを教育現場に徹底していただいて、運用の仕方にはカリキュラムなどいろいろあるとは思いますが、まず大事なのはそこだということで危機管理を進めていただければと思えます。リスクマネジメントは、起こらないように未然に防ぐ部分と同時に、そうは言っても何か起こってしまった時の、ダメージを最小限にするための対策、そこがとても大事だと思えますので、その部分についてもうまく対応ができるようにしていただきたいと思えます。熱中症も、素人が子供の顔を見ただけで判断できるかどうかというところもあると思えます。是非その辺は研修等も含めて進めていただければと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時43分)

平成31年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書 （「特別の教科 道徳」）採択一覧

- ・委員の意見が全員一致したもの なし
- ・多数決により決定したもの 10校

学校名	議案 番号	種目	採 択 結 果 (かっこ内は投票結果)
1	白鷗高等学校附属中学校	道徳	多数決により 教 出 (教 出 3 : 学 図 1 : 日 科 1)
2	小石川中等教育学校 (前期課程)	道徳	多数決により 学 研 (学 研 3 : 光 村 1 : 日 科 1)
3	両国高等学校附属中学校	道徳	多数決により 学 図 (学 図 3 : 東 書 1 : 日 文 1)
4	桜修館中等教育学校 (前期課程)	道徳	多数決により 学 図 (学 図 3 : 光 村 1 : 日 科 1)
5	立川国際中等教育学校 (前期課程)	道徳	多数決により 教 出 (教 出 3 : 日 文 1 : 日 科 1)
6	武蔵高等学校附属中学校	道徳	多数決により 学 図 (学 図 3 : 学 研 1 : 日 科 1)
7	富士高等学校附属中学校	道徳	多数決により 学 図 (学 図 3 : 日 文 2)
8	大泉高等学校附属中学校	道徳	多数決により 学 研 (学 研 3 : 光 村 1 : 日 科 1)
9	南多摩中等教育学校 (前期課程)	道徳	多数決により 学 図 (学 図 3 : 東 書 1 : 日 文 1)
10	三鷹中等教育学校 (前期課程)	道徳	多数決により 学 図 (学 図 4 : 日 科 1)

(注) 発行者の正式名称は以下のとおり。

東書:東京書籍株式会社、学図:学校図書株式会社、教出:教育出版株式会社、光村:光村図書出版株式会社、
日 文 : 日 本 文 教 出 版 株 式 会 社 、 学 研 : 株 式 会 社 学 研 教 育 み ら い 、 日 科 : 日 本 教 科 書 株 式 会 社

**平成31年度使用都立特別支援学校（中学部）用
文部科学省検定済教科書（「特別の教科 道徳」）採択一覧**

- ・委員の意見が全員一致したもの なし
- ・多数決により決定したもの 2校種

校種	議案 番号	教科 (種目)	採 択 結 果 (かっこ内は投票結果)
聴覚障害 特別支援学校	56	道徳	多数決により 光 村 (光村 4 : 教出 1)
肢体不自由・病弱 特別支援学校	57	道徳	多数決により 日 文 (日文 4 : 学研 1)

校種	議案 番号	教科 (種目)	採 択 結 果
視覚障害 特別支援学校	58	道徳	教 出 (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)

(注) 発行者の正式名称は以下のとおり。

教出: 教育出版株式会社、光村: 光村図書出版株式会社、日文: 日本文教出版株式会社、学研: 株式会社学研教育みらい